

原村第9弾地域応援商品券特定事業者（取扱店）募集要項

1. 趣旨

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者に対して消費を下支えするとともに、村内事業者の事業継続を支援するため、村内に店舗や事業所等がある、小売業、飲食業、サービス業、その他の事業者で使用できる「第9弾地域応援商品券」の特定事業者（以下「取扱店」という。）を募集するため、必要な事項について定める。

2. 商品券の概要

（1）実施主体	原村
（2）配布対象者	令和8年2月1日現在で村内に住所を有する方
（3）配布額	一人当たり5,000円分（額面1,000円券×5枚綴） ただし、平成19年4月2日から令和8年2月1日に生まれた者については、一人当たり5,000円分（額面1,000円券×5枚綴り）を上乗せする。
（4）商品券利用期間	令和8年4月発送予定～令和8年10月31日（土）
（5）換金期限	令和8年11月30日（月）まで
（6）換金場所	原村役場 商工観光課 商工観光係
（7）入金までの期間	請求書提出日から30日以内

3. 商品券の使用期間

配布後（令和8年4月中）～令和8年10月31日（土）

4. 取扱店の募集受付期限

令和8年3月31日（火）まで

ただし、3月13日（金）までに応募した店舗は、取扱店舗一覧チラシに掲載する。

5. 商品券の使用制限

次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

- （1）不動産や金融商品
- （2）たばこ
- （3）商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- （4）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- （5）国税、地方税や使用料などの公租公課

6. 取扱店の応募資格

原村内において店舗や事業所等を有し、村内の店舗等に限り商品券の利用が可能な事業者とする。

ただし、次の事業者を除く。

- (1) 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）が営業を行っているもの
- (3) 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定するもの、又はこれに類するもの

7. 申込手続き

(1) 申込方法

この「募集要項」に同意のうえ、「第9弾がんばろう！原村応援商品券取扱店登録申請書」に必要事項を記入し、郵送、FAX、メール、窓口に提出、又はロゴフォームからお申込みください。提出先は下記をご覧ください。

(2) 申請書の提出先

原村役場 商工観光課 商工観光係

〒391-0192 諏訪郡原村6549番地1

T E L : 0266-79-7929 (直通)

F A X : 0266-79-5504

メール：shokan@vill.hara.lg.jp



ロゴフォーム申し込み

(3) 申請後の審査・承認

申請された事業者の審査を行い、承認された場合は後日、特定事業者登録証明書を通知します。

(4) その他

村内に複数の店舗がある場合は、店舗ごとに申請書を提出してください。

取扱店登録料は無料です。

8. 商品券の換金

- (1) 換金は、「第9弾がんばろう！原村応援商品券特定事業者（取扱店）登録証明書」を提示するとともに、「換金依頼書兼請求書」に必要事項を記入し提出してください。（換金回数の制限はしない。）
- (2) 換金場所は、原村役場商工観光課商工観光係とする。
- (3) 換金方法は、取扱店の預金口座への振替の方法による。口座振替は、毎週木曜

日において、その日から起算して30日前までに村が換金の申出を受けた商品券について行う。

(4) 換金期限は、令和8年11月30日（月）までとする。

(5) 換金手数料は無料とする。

9. 商品券取扱い厳守事項

(1) 商品券面額以下の利用については、つり銭の対応は行わないこと。

(2) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないこと。（換金対象外）

(3) 他自治体の商品券取扱店でない限り、他自治体の商品券を受け取らないこと。

（換金対象外）

(4) 商品券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため裏面の所定欄に取扱い事業店名を記入又は押印することとし、既に他店の記入等がある場合は、受け取りを拒否すること。

(5) 商品券の盗難、紛失、滅失等に対して、発行者は一切の責を負わないこととする。

10. 取扱店の責務

(1) 取扱店であることが分かるようポスター等を活用し、利用者が分かりやすい場所へ掲示してください。

(2) 持ち込まれた商品券は、受け取る前に問題ないかを確認してください。色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに商工観光課商工観光係まで報告してください。

(3) 商品券の交換及び売買は行なわないでください。利用期間中における物品及び役務の提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。

(4) 受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は利用店舗の責務とします。

(5) 商品券を、事業者間取引にともなう代金（商品仕入れ代金・諸経費）の支払には、使用しないでください。

(6) 村は、取扱店がこの要項の各事項に違反していると判断したときは、取扱店資格を取り消すものとします。

11. 問い合わせ先

原村役場 商工観光課 商工観光係

〒391-0192

諏訪郡原村6549番地1

TEL：0266-79-7929（直通）